

第5次男女共同参画計画 ヒアリング結果表(総括表)

10/10 修正

事業 連番	事業	事業概要	令和7年度実施計画	ヒアリング 点数	今後の方向性	備考		令和7年度 担当課	令和9年以降 担当課(案)
						関係事業No、廃止理由	関係課		
1	1-1-1 1 ワーク・ライフ・バランスの普及促進	ワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、多様な働き方を選択できるテレワーク(在宅勤務)や時差出勤制度の利用促進に努めます。また、年次有給休暇の取得促進に努めます。	年次有給休暇の取得促進に努めるとともに、テレワーク(在宅勤務)や時差出勤制度の周知により利用促進を図ります。	12	統合	No1、2、12を統合 No2を残す		職員課	職員課
2	1-1-1 2 育児休業の取得促進、普及・啓発	育児休業や出産、育児に関する休暇制度の周知を図るとともに、取得しやすい職場環境づくりに努めます。	育児休業に関するアンケートを実施し、制度の理解度を確認するとともに、求められている事項を把握して、安心して育児に携われるような職場環境の醸成を図ります。	18	継続	No1、2、12を統合 No2を残す		職員課	職員課
3	1-1-2 1 男女の均等な雇用機会の確保に向けた広報・啓発	男女の均等な雇用機会の確保に向けて、市の広報紙・ホームページ及び窓口での資料揭示等により、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム・有期雇用労働法等の普及啓発を行います。職場環境づくりに努めます。	市の広報紙やホームページの活用及びSNSへの投稿等により、労働基準法・男女雇用機会均等法・育児介護休業法・パートタイマー労働法等についての普及啓発を行います。	18	統合	No3、4、10を統合 No10を残す		産業振興課	産業振興課
4	1-1-2 2 女性の能力開発と経営参画の促進、各種セミナーの開催	国・県等関係団体の研修会・講習会等の開催情報を収集し、市の広報紙・ホームページ及び窓口での資料揭示等により周知を行うとともに、パソコンスキルの向上等の女性の能力開発に繋げる就労支援セミナーを開催します。	令和7年度以降は廃止となります。	16	統合	No3、4、10を統合 No10を残す 本事業自体は令和6年度で終了		産業振興課	産業振興課
5	1-1-2 2 女性の能力開発と経営参画の促進、各種セミナーの開催	県が主催する女性向けの各種セミナー等への参加を促すとともに、農山漁村男女共同参画フォーラムへの参加を募り、経営への参画を推進するとともに、農業関係機関と連携を図りながら、家族経営協定や認定農業者制度の周知・普及に努め、女性認定農業者の認定を推進します。 また、フォーラムの開催を通じて、男女共同参画の必要性・重要性についての理解が深まるようなテーマの設定に努めるとともに、周知や集客方法については、チラシ等の配付のほか、市ホームページ等を活用し、多様な手段で開催の周知・集客の増加を目指します。	農業委員会事務局、君津農業事務所及び「A木更津市との連携を密にして、情報を交換しながら女性向けセミナーへの参加を促進します。農業者巡回やセミナーを通して、認定農業者制度や家族経営協定の周知を図り、女性認定農業者の認定や家族経営協定の締結を推進します。	20	継続			農林水産課	農林水産課
6	1-1-3 1 職場におけるメンタルヘルス等健康管理の実施	健康診断、健康相談、健康教育の実施により、健康障害を未然に予防し、疾病による休業率の減少を促進します。また、作業環境管理として快適な職場環境を確保すること、衛生管理として長時間労働対策等により、職員の健康保持増進を図ります。	心療内科医によるメンタル関連研修会または相談事業、安全衛生関連研修会及び衛生管理者資格取得のための研修派遣、ケースワーカー・消防職員を対象としたB型肝炎予防接種、職員の定期健康診断の実施及び消防職員で交代勤務をしている職員への深夜業従事者健診、改正労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施します。また、令和5年度より実施している「メンタルヘルス相談事業」を継続します。	14	廃止	事業主としての義務であり、男女共同参画に限るものではない。		職員課	—
7	1-1-3 1 職場におけるメンタルヘルス等健康管理の実施	関係事業者との連携により、就業者のメンタルヘルス等健康管理に関する相談に対応します。	木更津市自殺対策計画に基づき、令和7年度は、心の健康に関する講演会等実施し、メンタルヘルス等健康管理についての啓発を行います。	12	廃止	メンタルヘルスは男女関係なく必要なものであり、男女差による課題解決の事業ではないため。		福祉相談課	—
8	1-1-3 1 職場におけるメンタルヘルス等健康管理の実施	心の健康を保持・増進するためには、個々に合った適切な休養と睡眠が必要であることを周知啓発していきます。また、心の健康に関する相談に応じるとともに、適切な相談窓口につなげます。	睡眠(睡眠時間と睡眠休養感)の大切さについての普及啓発資料を「健康ささらつ21推進連絡会議」にて完成させ、健康診査・健康相談・健康教育等にて周知啓発をはかります。また、心の健康をはじめとする多岐にわたる相談に適時応じます。	13	廃止	睡眠と休養は男女差に関係なく必要なものであり、男女差によるものではない。		健康推進課	—
9	1-1-3 2 母性に関する保護規定や支援制度の啓発・利用促進	就労妊婦に対して妊娠届出時に産前産後休暇の取得や、母性健康管理指導事項連絡カードについて周知します。	全就労妊婦に対して、出産予定日から算出した産前産後休暇取得時期を妊娠届出時の面接にて個別に伝えと共に、母性健康管理事項連絡カードについてリーフレットを活用し、周知します。	20	継続			健康推進課	健康推進課
10	1-1-4 1 支援メニューの案内等再就職希望者への就労支援	出産・子育て等で退職した女性を含む離職者等の再就職に向けて、国・県等関係団体の実施する再就職支援メニュー等について、市の広報紙・ホームページ及び窓口での資料揭示等により周知を行います。また、県やジョブサポートセンター等と連携し、再就職希望者等に向けたセミナーや相談会を開催します。	国・県等関係団体が開催する各種セミナーや相談窓口などのサポート情報を市の広報紙・ホームページ・SNS等を活用し、積極的に周知を行います。また、再就職希望者等に対する就職支援に向けて、関係機関と連携し、セミナーや個別相談会をそれぞれ年2回開催します。	17	継続	No3、4、10を統合 No10を残す		産業振興課	産業振興課
11	1-1-5 1 多様な働き方に関する情報提供、支援	多様な働き方を推進するため、市の広報紙・ホームページ及び窓口での資料揭示等により、事業者等に対する情報提供等を行います。また、企業等と連携し、シニア世代の多様な働き方に向けた支援を行います。	働きながら私生活も充実させられるような職場・社会環境づくりに向けて、多様・柔軟な働き方を実践する企業の認定制度を軸にセミナーなどの開催を予定しています。	15	廃止	多様な働き方の推進をしているが、男女差による課題解決のための事業ではないため。		産業振興課	—

第5次男女共同参画計画 ヒアリング結果表(総括表)

10/10 修正

事業 連番	事業	事業概要	令和7年度実施計画	ヒアリング 点数	今後の方向性	備考		令和7年度 担当課	令和9年以降 担当課(案)
						関係事業No、廃止理由	関係課		
12	1-1-5 2 テレワークの推進	全職員が、業務を効率的に取り組むことや、多様な働き方の一つであるテレワークの実施が、自身のワークライフバランスの確保に寄与することを認識するよう、意識の醸成を図ります。また、USBドングルを使用したテレワークの実施状況を把握し、配布するドングルの数や通信容量について継続的に関係課（総務課、職員課）と協議を重ね、より使用しやすい環境の構築に努めます。	改正実施要領の施行を5月に行い、その後の利用率に注視する。また、庁内アンケートを改めて行い、満足度を調査するとともに、新たな需要の開拓に努めます。	12	統合	No1、2、12を統合 No2を残す		職員課	職員課
13	1-2-1 1 仕事と育児・介護の両立のための啓発、相談窓口の利用促進	妊娠届出時及び新生児訪問時に妊娠・子育てに関する相談場所や、子育て支援センターの紹介を行うと共に、個々の状況に応じた切れ目ない支援を実施します。	妊娠届出時に妊娠・子育てに関する総合相談窓口である「こども家庭センター」を全数に周知します。また、新生児訪問において、産前産後サポート事業「赤ちゃん広場」や子育て支援センターを周知していきます。	17	継続			健康推進課	健康推進課
14	1-2-1 1 仕事と育児・介護の両立のための啓発、相談窓口の利用促進	介護保険パンフレットや市の広報誌、ホームページの活用を積極的に活用し、介護保険制度の周知、利用促進等を図ります。また、地域包括支援センターの周知や機能強化を図り、地域福祉を進めます。	窓口及び公民館等で介護保険のパンフレットの周知を徹底するとともに、地域包括支援センター等の相談窓口への周知、案内を進めます。	18	継続			介護保険課	介護保険課
15	1-2-1 1 仕事と育児・介護の両立のための啓発、相談窓口の利用促進	仕事と介護の両立のため、必要な相談・援助を行い包括的な高齢者等の支援にあたる地域包括支援センターの利用促進を図ります。	高齢者の身近な相談窓口として地域の総合相談支援機能維持のため、市内6カ所の地域包括支援センターを設置・運営し、包括的な高齢者等の支援を行います。併せて、認知症ガイドブックや介護保険パンフレット等へ相談窓口としての掲載を行い、高齢者に関する身近な総合相談窓口を目指します。	11	廃止	高齢者へのサービス充実を目的としており、男女差による課題解決とは関係ないため		高齢者福祉課	—
16	1-2-1 2 保育・介護のための体制整備、待機児童の解消	保育及び学童保育の待機児童解消のため、施設整備や人材確保に対する支援をします。	令和8年度に幼保連携型認定こども園へ移行希望のある幼稚園への施設整備に対して補助し、保育の提供量を確保するとともに、保育士資格取得を目指し、修学資金の貸付制度を活用した学生が、市内保育施設へ就業することで、保育士人材を確保し、待機児童の解消を目指します。学童保育においても、保育の需要が見込まれるため、新たに学童保育所を開設すべく、事業者と協議してまいります。	18	継続			こども保育課	こども保育課
17	1-2-1 2 保育・介護のための体制整備、待機児童の解消	施設入所を希望する人の早期入所及び家族介護者の負担軽減のため、計画的に施設を整備します。	木更津市高齢者保健福祉計画第9期介護保険事業計画で定めた施設の整備に向け、整備事業者の選定を行います。	14	廃止	No14で介護者への社会参画に繋げているため。		介護保険課	—
18	1-2-1 2 保育・介護のための体制整備、待機児童の解消	障がいの程度に応じた障害福祉サービス等を提供し支援します。	令和6年度に実施した意向調査の結果、登録に賛同を示した事業所のうち未登録の事業所や、新規事業所に対し、登録の働きかけを行います。また、地域自立支援協議会居住支援部会において、「緊急時の受入れ」に登録済みの事業所に対して実施したアンケート結果を基に実際の運用方法について検討します。	13	廃止	障がい者全般のための事業であり、男女差による課題解決と関係ないため		障がい福祉課	—
19	1-2-2 1 家事、育児、介護等への男性の参加促進のための啓発	在宅で介護する家族の身体的・精神的負担の軽減に向け、家族介護者への支援を行い、男性も含む介護への参加促進のための啓発に努めます。	イベント開催時に広報紙、市公式HPやSNSでの周知や広報を行います。また、市内各地域包括支援センターへチラシの配布などを通して、積極的に情報発信を行います。	12	廃止	介護者の負担軽減により、家族での介護を増やすための事業であり、男女差による課題解決の事業ではないため		高齢者福祉課	—
20	1-2-2 1 家事、育児、介護等への男性の参加促進のための啓発	妊娠届出時及びHPにおいて、男性の産休取得や家事育児に関する啓発を行います。	妊娠届出時、マタニティ講座、新生児訪問時等において夫やパートナーが同席の有無に関係なく、家事育児参加に関するアドバイスを行いません。また、市公式HPにて、男性の出生時育児休業について周知を図ります。	19	継続			健康推進課	健康推進課
21	1-2-3 1 地域活動、ボランティア活動などへの参加促進	公民館ボランティア活動を促進します。	主催事業に参加した受講者へサークル化への自立を促し、更にサークル活動から地域参画への積極的なボランティア活動へ繋げていきます。	15	統合	No22と同様の事業 No21、22を統合 No22を残す 担当課を要協議	No22（生涯学習課）	公民館	生涯学習課
22	1-2-3 1 地域活動、ボランティア活動などへの参加促進	各種団体の代表者として、性別にとらわれず、有能な人物を代表者として選出できる社会教育施策を推進します。地域で活動する男性（特に父親）が社会教育施設や地域行事に積極的に参加できるような体制づくりに取り組みます。	性別にとらわれない社会教育関係団体、機関の代表者の選出に努めます。また、地域活動において、性別による無意識の思い込みがないよう働きかけに努めます。	18	継続	No21、22を統合 No22を残す。担当課を協議	No21（公民館）	生涯学習課	生涯学習課
23	1-2-3 1 地域活動、ボランティア活動などへの参加促進	市民活動支援センターにおいて、市民活動についての広報・啓発活動を行い、若者男女を問わず市民活動への参加を促進します。	市民活動支援センターにて、SNS等を活用した幅広い広報活動や市民活動に参加するきっかけとなる事業実施等の啓発活動を実施します。	13	廃止	市民活動団体を支援することが目的であり、男女差解消を目的とした団体もなく、男女差を課題解決に向けた事業ではない		市民活動支援課	—

第5次男女共同参画計画 ヒアリング結果表(総括表)

10/10 修正

事業連番	事業	事業概要	令和7年度実施計画	ヒアリング 点数	今後の方向性	備考		令和7年度 担当課	令和9年以降 担当課(案)
						関係事業No、廃止理由	関係課		
24	1-2-3 1 地域活動、ボランティア活動などへの参加促進	自主防災組織等の防災訓練や講習会での女性の積極的な参加を促します。	講習会への参加を促進するために、市ホームページ等で情報発信を行い、木更津市自主防災実務者講習会(千葉県災害対策コーディネーター養成講座)を1回開催します。また、女性を含んだ地域の防災リーダーを育成し、さらなる地域防災力の向上に取り組んでまいります。	18	継続			危機管理課	危機管理課
25	1-2-3 2 公民館事業や市民活動事業の推進、地域づくり人材の発掘	幅広い年齢層に応じた各種学級・講座の開設、地域総合型スポーツクラブへの支援、地域コミュニティ活動の拠点としての公民館の活用促進、乳幼児を持つ母親の交流機会の提供など、地域課題の解決に向けた事業を実施します。	多角的な視点から各種教室を開催し、講座・学級運営に男女を参画させ、地域づくりの人材を育成していきます。	15	統合	No25、61、81、82、83を統合 No82を残す	No81,83(生涯学習課)	公民館	生涯学習課
26	1-2-3 2 公民館事業や市民活動事業の推進、地域づくり人材の発掘	市民活動の充実を図るため、生涯学習フェスティバル等実行委員会を組織し、フェスティバルを年1回開催します。地域づくりを担うキーパーソンとなり得る人材の発掘及び育成を図ります。	生涯学習フェスティバルに代わって、令和4年度から開催している若者語り場の活動を通じて、地域づくりを担うキーパーソンの発掘及び育成に努め、市民活動の充実を図るための支援を随時行います。	12	廃止	地域づくりを担うキーパーソンとなり得る人材の発掘等の事業であり、男女差の課題解決に向けた事業ではない		生涯学習課	—
27	1-2-3 2 公民館事業や市民活動事業の推進、地域づくり人材の発掘	市民活動支援センターにおいて、市民活動団体のニーズに沿った支援事業を実施し、さらなる市民活動の推進を図ります。	登録団体を対象としたアンケートを実施して、市民活動団体の現状やニーズを把握します。	13	廃止	市民活動団体のニーズに沿った支援事業を実施しており、男女差の課題解決に向けた事業ではない		市民活動支援課	—
28	1-3-1 1 審議会等における女性委員の積極的登用、公募の実施	女性の意見を政策や方針に反映させる必要があることから「附属機関等の委員の選任等指針」に基づく委員選出の促進を図り、審議会等における女性委員の構成比を高めるため、審議会等委員の公募を実施します。	女性の意見を政策や方針に反映させる必要があることから「附属機関等の委員の選任等指針」に基づく委員選出の促進を図り、審議会等における女性委員の構成比を高めるため、審議会等委員の公募を実施します。	17	継続			各課	各課
29	1-3-1 2 市女性職員の管理職への人材育成と積極的登用	多様な部署へのジョブローテーションを実施や、研修・講座等を通して女性のキャリア形成の支援に努めます。これにより、女性職員の積極的登用を進めていきます。	リーダーを育成するための研修や講座の受講メニューを充実させるとともに、自己啓発を推進するなど、人材育成を強化します。また、計画的なジョブローテーションを実施し、女性管理職の積極的な登用を進めます。	18	継続			職員課	職員課
30	1-3-1 3 企業、団体、学校における女性の管理職登用への働きかけ	男女共同参画に関する研修会・講習会等で、女性の管理職登用についての働きかけを行います。	民間企業・団体等における女性の積極的な登用が促進されるように、チラシやポスターの掲示等により、女性登用促進を働きかけます。	20	継続			地域共生推進課	地域共生推進課
31	1-3-1 3 企業、団体、学校における女性の管理職登用への働きかけ	女性管理職教諭を対象に研修会を実施します。 人材育成のために、管理職研修会を開催し、女性の参加を積極的に促します。	君津地域における女性管理職を対象に研修会を5月、7月、8月に各1回、県では7月、12月に各1回開催し、女性教職員の参加を積極的に促します。また、人材育成の観点から、参加者相互の連携の強化、意識の向上を図ることを目指します。	18	廃止	主催は市ではなく、教員の有志で行っているため市の事業として扱っていない。		学校教育課	—
32	1-3-2 1 女性の能力開発につながる研修等への参加促進	女性の能力が十分に発揮されるよう、千葉県自治研修センターや市町村アカデミー等の研修専門機関が実施する研修について周知を図ります。	女性の能力が十分に発揮されるよう、千葉県自治研修センターや市町村アカデミー等の研修専門機関が実施する研修について周知を図ります。	14	廃止	女性に限定したのではなく、全職員の能力開発であり、男女問わず研修を実施しているため。		職員課	—
33	1-3-2 2 女性の能力開発につながる情報発信	広報紙や市ホームページ、SNSなどさまざまな媒体を活用し、女性の能力開発につながる情報発信を行います。	市ホームページの女性活躍推進に関するページが最新情報となるよう更新を行います。また、ポスター掲示やSNSを活用して女性活躍推進に関する情報発信を行います。	17	廃止	産業振興課で同事業を実施しているため。		地域共生推進課	—
34	2-4-1 1 人権尊重についての啓発や講座等の開催	木更津人権擁護委員協議会木更津市部会主催により、主に12月の人権週間中に各種啓発活動を行います。木更津人権擁護委員協議会主催により、4市人権擁護委員を対象に、講演会・研修会を開催します。求めに応じて人権擁護委員が小学校・中学校等へ訪問し、人権に関する講話等を行います。	12月の人権週間に合わせ、市内小中学校を対象に、人権擁護委員による人権教室等を実施し啓発活動を行います。また、市内の小5、中1、高1の児童・生徒を対象に多様性社会の推進に関するリーフレットを配布します。	17	継続	No34、55を統合 No34を残す	No55(地域共生推進課)	地域共生推進課	地域共生推進課
35	2-4-1 1 人権尊重についての啓発や講座等の開催	人権問題に関する市民の理解を深め、人権意識の高揚を図るため、チラシ配布等啓発活動を行います。 学校教育・社会教育関係者等を対象に、講演会・研修会を開催します(年1回)	各公民館に、「男女共同参画」について学習できるメニューを取り入れるよう働きかけるとともに、学校教育・社会教育関係者等を対象に、講演会・研修会を開催します(年1回)	19	継続			生涯学習課	生涯学習課
36	2-4-1 1 人権尊重についての啓発や講座等の開催	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心にその啓発活動を行います。	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心にその啓発活動として市ホームページ、広報、SNS、デジタルサイネージを用いて情報発信を行います。	21	継続			こども家庭支援課	こども家庭支援課

第5次男女共同参画計画 ヒアリング結果表(総括表)

10/10 修正

事業 連番	事業	事業概要	令和7年度実施計画	ヒアリング 点数	今後の方向性	備考		令和7年度 担当課	令和9年以降 担当課(案)
						関係事業No、廃止理由	関係課		
37	2-4-1 2 DVや高齢者・障がい者・児童虐待の相談に対する連携の強化	配偶者やパートナーからの暴力や、子どもに対する暴力に対応するため、適切な助言をし、必要に応じて関係機関と連携を取りながら、問題の解決を図ります。	相談に対して適切な社会資源を提示し、相談者自身が支援方法を選択して問題解決ができるよう支援します。障がい福祉課と福祉相談課と子ども発達支援課が要保護児童対策協議会の構成機関に加わり、更なる連携強化に努めます。	22	継続			こども家庭支援課	こども家庭支援課
38	2-4-1 2 DVや高齢者・障がい者・児童虐待の相談に対する連携の強化	アウトリーチ等により初期相談の役割を担い、専門機関への適切な繋ぎを行います。	コミュニティソーシャルワーカーや自立相談支援員による初期相談から、関係機関や専門機関、福祉専門職等と役割分担を行い、支援を必要としている人の支援に努めます。	14	廃止	障がい者、高齢者等への支援の事業であり、男女差の課題解決に向けた事業ではない		福祉相談課	—
39	2-4-1 2 DVや高齢者・障がい者・児童虐待の相談に対する連携の強化	高齢者虐待についての情報を周知し、虐待の予防、早期発見・早期通報に繋がるように努めます。 また、高齢者虐待の早期発見・早期対応ができるよう関係機関との連携強化を図ります。	木更津市高齢者虐待防止ネットワークを活用し、養護者による高齢者虐待の防止から個別支援にいたる各段階において関係機関と連携を図り、適切かつ柔軟な支援を行います。	12	廃止	障がい者、高齢者等への支援の事業であり、男女差の課題解決に向けた事業ではない		高齢者福祉課	—
40	2-4-1 2 DVや高齢者・障がい者・児童虐待の相談に対する連携の強化	関係機関との相談支援における連携体制の強化を行います。	障がい者虐待をはじめとする複雑で多様化した問題に対応するため、地域の相談機関(社会福祉協議会、地域包括支援センター、中核地域生活支援センター、保健所、警察等)と連携しながら対応していきます。	14	廃止	障がい者、高齢者等への支援の事業であり、男女差の課題解決に向けた事業ではない		障がい福祉課	—
41	2-4-2 1 性にかかわる人権侵害防止についての啓発	庁内における性に係る人権侵害の把握に努め、職員の啓発に努めるとともに関係各部署との連携に努めます。	職員のプライバシーに配慮しつつ、公益通報等の人権侵害に対する相談体制の周知に努めます。	18	継続			職員課	職員課
42	2-4-2 2 性の商品化を防ぐための啓発、SNSを活用した注意喚起	主に10代・20代の女性を狙った、タレント・モデル契約等のトラブルについて、消費生活センターのツイッターアカウントにて注意喚起を行います。	J Kビジネスや性被害等の特集ページを市公式HPに新たに設置し、相談窓口の案内や被害防止に関する啓発を行います。また、市公式SNSを活用し、注意喚起や相談窓口の案内を行います。	18	継続			地域共生推進課	地域共生推進課
43	2-5-1 1 子育てに困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	経済的な自立を支援するため、ひとり親家庭の父または母に教育訓練や高等職業訓練の給付金を支給し、就業を支援することで生活の安定を図ります。また、母子家庭等の経済的自立を支援するため、県の福祉資金の貸付け事業の申請受付を行います。	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、母子家庭等への各種貸付金の申請受付や制度の紹介等の相談援助を実施します。	19	継続	No43、47を統合 No43を残す	No47(福祉相談課)	こども家庭支援課	こども家庭支援課
44	2-5-1 1 子育てに困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	乳幼児健診や訪問、健康相談、健康教室等において、保護者が安心して子育てができるよう関係機関と連携して支援を行います。	乳幼児健診や各種教室、相談等において、保護者の悩み、心配事に対し、関係機関と連携し早期支援に努めます。また、妊娠・子育てアプリでは、引き続き子育てに関する相談窓口について、定期的に配信します。	18	継続	No44、53、54を統合 No44を残す		健康推進課	健康推進課
45	2-5-1 1 子育てに困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	子どもの学習支援事業を推進し、子どもが安心して過ごせる場所を提供するとともに、子育て世代の負担軽減を図ります。	学習支援員や地域・学生ボランティアの充実を図り、子どもの参加者の学力向上を通じた居場所づくり、更には保護者からの相談等にも対応し、子育ての負担軽減を図ります。	13	廃止	貧困家庭の子どもへの支援であり、男女の性差による課題解決の事業ではないため		こども政策課	—
46	2-5-1 2 経済的困窮を抱えるひとり親家庭に対する自立支援の推進	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当を支給します。また、ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、保険診療自己負担分に対し、一部助成を行います。	ひとり親家庭等に対し児童扶養手当の支給及び医療費の一部を助成するとともに、利用が可能な世帯への案内を強化しひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援する。	19	継続			こども政策課	こども政策課
47	2-5-1 2 経済的困窮を抱えるひとり親家庭に対する自立支援の推進	家事や育児などアンバイドワークを尊重した個別支援を推進します。	個々の事情や条件に合わせた職種や職業を相談者と一緒に検討し、働く機会が得られるよう支援します。	15	統合	No43、47を統合 No43を残す	No43(こども家庭支援課)	福祉相談課	こども家庭支援課
48	2-5-2 1 性的マイノリティの理解のための啓発・情報提供・研修の実施	性的マイノリティへの正しい理解の普及に向けて、性の多様性に関するリーフレットを頒布するほか、市公式ホームページ等を活用した啓発と情報提供に努めます。正しい理解の普及に向けて、職員向け研修の中に性的マイノリティや性の多様性に関する内容を盛り込み、市職員の理解促進を図ります。	多様性を尊重できる社会の実現に向けて、例年7月に実施される4市するリーフレットを頒布するほか、市公式ホームページ等を活用した啓発と情報提供を行います。職員向け研修の中に性的マイノリティや性の多様性に関する内容を盛り込み、市職員の間の理解促進を図ります。また、多様性社会推進動画を活用します。	18	継続			地域共生推進課	地域共生推進課
49	2-5-2 1 性的マイノリティの理解のための啓発・情報提供・研修の実施	令和5年度に事業を廃止 (No89と重複)							
50	2-5-2 2 効果的なパートナーシップ、ファミリーシップ制度の早期創設	多様性を認め合う社会の実現に向けて、庁内関係部署と検討を重ね、パートナーシップ制度等の早期創設を目指します。また、地域社会における性的マイノリティであることを理由とした偏見や差別の解消に向けた啓発に引き続き取り組みます。	市HP、SNS掲載、企業等への周知により啓発します。また、制度利用者への民間サービス適用について、県内協定締結自治体との協議会で情報収集を行います。	16	廃止	No48で同内容の事業を実施しているため廃止		地域共生推進課	—

第5次男女共同参画計画 ヒアリング結果表(総括表)

10/10 修正

事業 連番	事業	事業概要	令和7年度実施計画	ヒアリング 点数	今後の方向性	備考		令和7年度 担当課	令和9年以降 担当課(案)
						関係事業No、廃止理由	関係課		
51	2-5-2 2効果的なパートナーシップ、ファミリーシップ制度の早期創設	令和5年度に事業を廃止(令和4年度に制度創設済)							
52	2-5-3 1 国際理解と交流の促進、多言語対応	各課等と協力し、在住外国人向け情報提供ページの内容拡充を図るとともに、外国人市民のための情報提供ガイドラインの活用を関係各課に働きかけます。 また、木更津市国際交流協会と連携して情報提供等の支援を行い、市民の国際理解が深まるよう努めます。	市公式HP、SNS、広報きさらづ等のメディアや広報チラシを活用して市民・外国人市民双方に向けたインフォメーションを積極的に発信することに加え、外国人市民のための情報提供ガイドラインに基づいた統一的なサービスを目指し、関係各課に働きかけを行います。	14	廃止	外国人への支援を目的としており、男女差の課題解決に向けた事業ではない		地域共生推進課	—
53	2-5-3 1 国際理解と交流の促進、多言語対応	妊娠届出時、外国語版母子健康手帳が必要に応じ発行し、相談に応じます。不安のある外国籍の方には、外国語対応可能な相談員がいる、児童家庭支援センター「ファミリーセンターヴィオラ」を紹介し、連携して支援します。	妊娠届出時、外国籍の方には、英語に翻訳した妊娠届出書活用するとしたり、外国語版母子健康手帳が必要に応じ発行します。また、児童家庭センター「ファミリーセンターヴィオラ」と連携した支援を継続していきます。他に、妊娠・子育てアプリやボランティア団体を紹介し、外国語版対応機能を積極的に活用し、外国籍の方への支援に努めます。	18	統合	No44、53、54を統合 No44を残す		健康推進課	健康推進課
54	2-5-3 1 国際理解と交流の促進、多言語対応	乳幼児健診や訪問、健康相談、健康教室等において、他国籍の人が安心して保健サービスが受けられるよう支援を行います。	乳幼児健診や訪問、健康相談、健康教室等において、他国籍の人が安心して保健サービスが受けられるよう支援を行います。	18	統合	No44、53、54を統合 No44を残す		健康推進課	健康推進課
55	2-5-3 2 社会生活上の困難を抱えている人々への理解促進	市内小中学校において、人権擁護委員による人権教室及び人権講話を実施します。人権教室の開催を通じて、一人ひとりが互いの違いを認め合い、他者の人権を尊重することを学ぶ機会となるよう取り組みます。また、12月の人権週間を中心として、広報きさらづ、市公式ホームページ等を活用した各種啓発活動に取り組みます。	人権教室では、児童・生徒に対して人権尊重思想について理解しやすい内容となるよう、DVDや紙芝居等の工夫した教材を活用して実施します。また、人権に関する正しい理解が深まるよう人権擁護委員協議会と連携し各種啓発活動に取り組むとともに、人権行政合同相談等の相談窓口の周知に努めます。	16	統合	No34、55を統合 No34を残す		地域共生推進課	地域共生推進課
56	2-5-3 2 社会生活上の困難を抱えている人々への理解促進	新型コロナウイルスの感染拡大状況を見極めながら、理解促進を図るために、研修会の開催、およびイベント開催時におけるチラシの配布等による普及啓発を行います。	障がいへの理解を深めるため、障害者支援施設等の販売会や展示会などを行うイベント及び障がい者スポーツ大会の開催を通じ啓発活動を行います。	14	廃止	障がい者への理解を深めるための事業であり、男女差の課題解決に向けた事業ではない		障がい福祉課	—
57	2-5-3 2 社会生活上の困難を抱えている人々への理解促進	高齢者が安心して暮らせるように相談窓口、関係機関、必要なサービス等の周知を図ります。	各種関係団体及びサービスの提供開始時期に合わせ、定期的な周知を行います。	15	廃止	高齢者に向けての事業であり、男女差の課題解決に向けた事業ではない		高齢者福祉課	—
58	2-5-3 3 高齢者、障がい者の自立支援及び社会参加の促進	障害者総合支援法に基づき、各種事業を実施し、自立に向けた支援及び社会参加の促進を図ります。	障がい者が地域において、安心して自立した生活を営むためには、就労が重要となることから、その支援に係る各障害福祉サービスを適時・適切に提供します。	14	廃止	障がい者の就労による自立を促進する事業であり、男女差の課題解決に向けた事業ではない		障がい福祉課	—
59	2-5-3 3 高齢者、障がい者の自立支援及び社会参加の促進	高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし就業機会の拡充を図ることにより高齢者の社会参加を促進します。	木更津市シルバー人材センターの会員募集のための新たな就業先の開拓を行い、会員が働ける環境づくりに努めます。	12	廃止	高齢者に向けての事業であり、男女差の課題解決に向けた事業ではない		高齢者福祉課	—
60	2-5-3 3 高齢者、障がい者の自立支援及び社会参加の促進	生活困窮者等就労支援事業を推進する等により、多様な社会参加を推進します。	就労支援事業を活用し、社会参加から就労に繋がるように支援を実施します。	14	廃止	生活困窮者等就労支援事業を推進しており、男女差の課題解決に向けた事業ではない		福祉相談課	—
61	2-5-3 3 高齢者、障がい者の自立支援及び社会参加の促進	高齢者の自立支援のための学級を開催します。	高齢者の自立支援のための学級を年間を通じて各公民館で1回以上開催します。	14	統合	No25、61、81、82、83を統合 No82を残す	No81,83(生涯学習課)	公民館	生涯学習課
62	2-5-3 4 高齢者見守りサービスの推進	支援を必要としている高齢者を早期に見出し必要な支援を行うことができるように地域社会全体で高齢者を見守る体制を構築します。	令和6年度から介護・福祉事業者へも見守りネットワークへの参加を呼びかけているので、協力事業者として参加していただく取り組みをさらに進めたい。	14	廃止	高齢者に向けての事業であり、男女差の課題解決に向けた事業ではない		高齢者福祉課	—
63	2-6-1 1 各種成人保健事業の推進	がんや生活習慣病の予防についての啓発を行なうとともに、各種検診を実施し、生活習慣病等の予防に努めます。	がん検診については健診の申し込みをしているが受診勧奨を強化するとともに、健診会場を見直し、利便性を図っていきます。また、体組成計「らつBody」等を用いた測定会をショッピングモールにて行い、新規利用者の開拓を図り自身の健康に関心を持つ市民を増やします。若年期健康診査については、受診率向上を目指し、周知を図っていくとともに集団健診予約者の来所率が増加するよう工夫をしていきます。	12	統合	No63、66を統合 No66を残す。女性、男性、各々に特有のがん等について、本事業とするか、別の事業とするか要検討。		健康推進課	健康推進課

第5次男女共同参画計画 ヒアリング結果表(総括表)

10/10 修正

事業 連番	事業	事業概要	令和7年度実施計画	ヒアリング 点数	今後の方向性	備考		令和7年度 担当課	令和9年以降 担当課(案)
						関係事業No、廃止理由	関係課		
64	2-6-1 2 自殺対策・メンタルヘルス保持の推進、各種講座などの開催	自殺対策事業を推進し、メンタルヘルスへの理解を普及・促進します。	メンタルヘルス保持のための講演会やゲートキーパー研修の開催、情報発信を行います。 市民向け講演会 1回/年、関係団体向けゲートキーパー研修 1回/年、SNSを利用した自殺対策に関する情報発信 1回/月	13	廃止	メンタルヘルスは男女関係なく必要なものであり、男女差による課題解決の事業ではないため。		福祉相談課	—
65	2-6-2 1 妊娠・出産における健康の支援	母子手帳発行の際に、妊娠中の体調の変化や食事についての健康相談を全数実施するとともに、産後は、産婦健康診査、新生児・産婦訪問指導を実施します。	妊婦等包括相談支援(伴走型相談支援)として母子健康手帳交付時から出産後まで、面談、教室、訪問等において知識の普及や相談を実施すると共に妊娠中と出産後のアンケートにおいて不安や心配事を把握し早期に解決できるように支援します。	17	継続			健康推進課	健康推進課
66	2-6-2 2 女性特有の病気予防の推進、健康に関する各種講座等の周知	乳がん・子宮がん予防のための検診や子宮頸がん予防ワクチンについての啓発を行なうことにより、がんの早期発見や予防に努めます。	乳がん・子宮がん検診受診率向上対策として、ショッピングモールやイベント等にて検診の周知啓発を行います。また、検診時において乳がんの自己触診法や、検診の経年受診の大切さについての啓発を図ります。子宮頸がん予防ワクチンの定期接種対象者(小学校6年生および中学校1年生の女子)に対して、個別勧奨通知を行いません。また、ワクチン接種の必要性について、広報やホームページ、学校等を通じて周知を図ります。	16	継続	No63, 66を統合 No66を残す。女性、男性、各々に特有のがん等について、本事業とするか、別の事業とするか要検討。		健康推進課	健康推進課
67	2-7-1 1 女性の視点を取り入れた避難所等の運営	避難所における女性等への配慮等を盛り込んだ避難所運営マニュアルの作成を支援します。	地域の実情と女性への配慮も考慮した避難所運営を行うため、女性を含む公民館や地域住民(自治会、自主防災組織、民生委員、地区社会福祉協議会及びまちづくり協議会等)が一体となって避難所運営マニュアルの作成を支援します。また、地域が主催する訓練等で避難所運営マニュアル作成の一助となるよう、他の事例を紹介してまいります。	19	継続			危機管理課	危機管理課
68	2-7-1 2 男女共同参画の視点を取り入れた防災啓発	自主防災組織等と連携し、男女が参画した防災訓練を定期的に実施することを促し、その広報と啓発に努めます。	令和7年度も自主防災組織等と連携を図りながら、市一斉防災訓練や地区ごとの防災訓練を通じ、充実した防災訓練となるよう、さらなる広報と啓発に取り組んでまいります。特に中学生等の若年層の参加者数の増加についても留意して参ります。	15	継続			危機管理課	危機管理課
69	2-7-1 1女性の視点を取り入れた避難所等の運営	令和6年度に事業を廃止 (No67と重複)							
70	2-7-1 2 男女共同参画の視点を取り入れた防災啓発	まちづくり協議会と共催し、自然災害の発生に備え地域の防災に対する現状と課題を把握し、地域防災力を高めます。	地区防災組織づくりににおいては、地域防災の現状と課題を把握することで地域防災力の向上を高めると同時に、女性の役員の割合が増えるよう促します。また、コミュニティカフェなどの運営においては適材適所に男女が配置されるよう注視します。	15	廃止	No68で同様の事業あり。		公民館	—
71	3-8-1 1 男女共同参画週間における広報・啓発	男女共同参画週間に合わせ、広報ささらづ6月号に折込みで、男女共同参画情報紙「デュエット」を発行し、広報と啓発に努めます。	男女共同参画週間に合わせ、広報ささらづ6月号に折込みで、男女共同参画情報紙「デュエット」を発行し、広報と啓発に努めます。また、市HPやSNSにも掲載し啓発に努めます。	16	統合	No71、74、91を統合 No74を残す		地域共生推進課	地域共生推進課
72	3-8-1 2 男女共同参画に関するセミナーや研修の開催	男女共同参画フォーラムを年2回開催します。フォーラムの開催を通じて、男女共同参画の必要性・重要性についての理解が深まるようなテーマの設定、講師の選定に努めます。また、集客方法については、チラシ等の配付のほか、広報ささらづ・市HP・フェイスブック等を活用し、多様な手段で開催の周知・集客の増加を目指します。	男女共同参画フォーラムを年2回開催します。2回のうち1回は課長級職員研修として行い、1回は市民向けの講演を行います。また、集客方法については、チラシ等の配付のほか、広報ささらづ・市ホームページ・フェイスブック等を活用し、多様な手段で開催の周知・集客の増加を目指します。	16	継続			地域共生推進課	地域共生推進課
73	3-8-1 2 男女共同参画に関するセミナーや研修の開催	施策担当部署と連携し、市職員に対する研修会の開催を検討します。	今後も施策担当部署と連携し、より充実した職員研修等を実施します。	17	統合	No73、88を統合 No73を残す		職員課	職員課
74	3-8-2 1 各種統計資料の収集、広報やHP、SNSを活用した情報の提供	広報紙や市ホームページ、SNSなどさまざまな媒体を活用し、男女共同参画推進のための啓発を行います。	市ホームページやSNSだけではなく、県のお知らせページ、市内公共施設や観光ブルーベリー園等へのチラシの設置などを通して、情報発信を行います。	16	継続	No71、74、91を統合 No74を残す		地域共生推進課	地域共生推進課
75	3-8-2 2 男女共同参画に関する市民アンケートの実施	本計画の指標値や男女共同参画に関する市民の意識などを把握するため市民アンケートを実施します。	本計画の指標値を把握するため、該当項目を盛り込んだアンケートを実施します。また、回答しやすい設問数や回答方法に関して他自治体の事例を参考に検討を行います。	18	継続			地域共生推進課	地域共生推進課
76	3-8-2 3 各種団体等のあり方や名称の見直し検討	ジェンダーの視点から各種団体のあり方や名称などをチェックし、必要に応じて見直しを行うことを検討します。また、全国の事例などを調査し、庁内各課へ情報提供を行います。	ジェンダーの視点から各種団体のあり方や名称などをチェックし、必要に応じて見直しを行うことを検討します。また、全国の事例などを調査し、庁内各課へ情報提供を行います。	13	廃止	ジェンダー視点の団体名称は存在するが、その名称であることによる課題は発生していない。		地域共生推進課	—

第5次男女共同参画計画 ヒアリング結果表(総括表)

10/10 修正

事業 連番	事業	事業概要	令和7年度実施計画	ヒアリング 点数	今後の方向性	備考		令和7年度 担当課	令和9年以降 担当課（案）
						関係事業No、廃止理由	関係課		
77	3-8-2 3各種団体等のあり 方や名称の見直しの検討	令和6年度に事業を廃止（No76と重複）							
78	3-9-1 1 教職員や保育士 に対する研修や学習機会 の提供	夏季休業期間を利用した、特別支援、道徳、教育相談等の研修を開 催します。 校内研修や児童生徒への講演など、学校からの要請に応じた指導主 事の派遣を行います。	夏季休業期間を利用した、特別支援、道徳、教育相談等の研修を開 催します。特に特別支援においては、学校が現在直面している課題と 直結する部分が多いため、校内研修や児童生徒への講演などに加え、 巡回相談などを通して、学校からの要請に応じた指導主事の派遣を行 います。また、講座内容については、教育の場に、人権に関する正し い理解と認識をさらに広げることができる、教職員の指導力と資質の 向上に努めます。	19	廃止	男女共同参画の意識向上を 目的とした事業ではなく、 今後もその予定がないため		学校教育課	—
79	3-9-1 1 教職員や保育士 に対する研修や学習機会 の提供	千葉県男女共同参画地域推進員事業として、中学校全校生徒を対象 として、教職員と共同して寸劇を実施します。また、教職員や保育士 に対して研修参加案内や情報提供を行います。	千葉県男女共同参画地域推進員事業として、関係機関と協力して中 学校での寸劇セミナー等を実施し、男女共同参画学習を促進します。	15	継続			地域共生推進課	地域共生推進課
80	3-9-1 2 保育園における 男女共同参画教育の推進	保育園は、乳幼児対象の施設なので、成長過程で性別の違いは認識 するものの、生活面、活動面において、男女の区別なく、すべての園 児が平等に、様々な体験を通し成長できるよう働きかけます。	保育園生活においては、引き続き、男女の区別無く、誰もが平等に 日々の活動に参加し、様々な経験を通した成長を促します。	15	廃止	男女の性差の違いを認識し た上で平等に生活活動して いるため。		こども保育課	—
81	3-9-1 3 男女共同参画の 視点に立った講座等の開 催	公民館と連携し、公民館で開催されている学習プログラムを開発す るとともに、既存の学級講座を見直し、男女共同参画に関するテーマ を積極的に取り入れます。各公民館等社会教育施設で開催する各種学 級・講座の保育活動を実施し、子育て中の保護者が安心して学ぶこと ができる環境を整えます。	各公民館等社会教育施設において、年齢・性別関係なく参加できる よう保育の充実等環境の整備に努めるとともに、学習内容及び募集・ 広報においても「性別による無意識の思い込み」がないよう配慮する ことを求めます。	15	統合	No25、61、81、82、83 を 統合 No82を残す	No25, 61, 82（公民 館）	生涯学習課	生涯学習課
82	3-9-1 3 男女共同参画の 視点に立った講座等の開 催	男女共同参画の視点に立った家庭教育学級・講座を開催します。	各公民館で男女共同参画の視点に立った家庭教育学級・講座を開 催します。また、多様性についても考えていきます。	15	継続	NNo25、61、81、82、83 を 統合。No82を残す	No81, 83（生涯学 習課）	公民館	生涯学習課
83	3-9-1 4 家庭や地域にお ける男女共同参画教育の 推進	市内各家庭教育学級において、運営組織の充実を図るため学級の リーダー養成に努めるとともに、運営スタッフの研修活動を充実させ ます。子育て支援の充実を目指し、子育ての悩みや疑問の解決を図る ため、家庭教育のあり方について、広報等の啓発活動を推進します。	家庭教育学級の担当者、学級生を対象とした研修を積極的に開催 し、対象者のニーズに添った研修内容の充実に努めます。また、家庭 教育の推進のため、家庭教育に関する団体・機関が一室に会して協議 できる場の設定に努められるよう、家庭教育推進協議会の見直しを図 ります。	17	統合	No25、61、81、82、83 を 統合 No82を残す	No25, 61, 82（公民 館）	生涯学習課	生涯学習課
84	3-9-1 4 家庭や地域にお ける男女共同参画教育の 推進	家庭相談の個別相談の場面で家庭での育児において男女共同参画の 視点をもてよう助言を行います。	家庭相談における個別相談の場面で家庭での育児において男女共同 参画の視点をもてよう助言を行います。保護者同士が男女共同参画 の視点で育児を行えるよう交流の機会を増やします。	17	廃止	No43、46にて同様の助言・ 周知を行っているため		こども家庭支援課	—
85	3-9-1 4 家庭や地域にお ける男女共同参画教育の 推進	全教育活動を通した男女共同参画に関する教育の実施について、保 護者及び地域に理解を得るとともに、男女共同参画を図ります。	教育現場における、PTA役員、学校評議員、学校支援ボランティ ア等の活動を通して、男女共同参画の機会の促進を図ります。各学校 でのボランティア活動等や、学校ホームページや広報紙、動画配信 サービス等を利用し、保護者及び地域へ啓発することを広げること に努めます。	15	廃止	学校の運営内容を地域や保 護者と一緒に考える場であ り、男女差の課題解決に向 けた事業ではない		学校教育課	—
86	3-9-2 1 地域の実情に合 わせた教育機会の提供、 性別等にかかわらず職業 選択を行えるキャリア 教育の提供	学習指導要領を踏まえ、実践的・体験的な学習について、男女共修 の実施のさなる促進を図ります。	男女共修を通して、基礎的、基本的な知識及び技術の習得等を目指 します。また、道徳教育においても、男女の相互理解、協力の重要性 等を学ぶ機会の充実を図ります。	18	継続			学校教育課	学校教育課
87	4-87-1 1（仮称）木更津 市男女共同参画条例の早 期制定	性別等にかかわらず誰もが自分らしくいきいきと暮らすことができ る社会の実現をめざして、性別等による不当な取り扱いをなくすなど 市としての責務を明確化した（仮称）木更津市男女共同参画条例の早 期制定を行います。	条例の内容を具体化する施策として、6月のプライド月間に合わせて 性の多様性についてSNSで啓発します。12月の人権週間に合わせ て多様性社会推進についてSNS等で啓発します。	17	廃止	条例制定済みであり、啓発 はNo71で行っているため		地域共生推進課	—
88	4-10-2 1 男女共同参画施 策担当部署との連携、庁 内研修の実施	施策担当部署と連携した事業(職員研修等)を推進します。	今後も施策担当部署と連携し、より充実した職員研修等を実施し、 市職員に対する男女共同参画の周知・啓発を図ります。	17	統合	No73、88を統合 No73を残す		職員課	職員課
89	4-89-2 1 男女共同参画施 策担当部署との連携、庁 内研修の実施	男女共同参画庁内連絡会議を通じて全庁的な取組を推進するととも に、課長級職員研修の毎年実施や情報提供を通じて市職員への啓発を 行います。	市職員の男女共同参画意識の高揚を図るため、関係課と連携して課 長級職員研修及び新規採用職員研修を開催します。	15	継続			地域共生推進課	地域共生推進課
90	4-10-2 2 市民・団体・企 業などとの連携	男女共同参画推進委員会において、市民、団体、企業等の代表と情 報交換を行います。	令和7年7月に木更津市男女共同参画推進委員の委嘱期間が新たに開 始されることに合わせて、今後の委員会及び次期計画の方向性につ いて意見交換を行います。	16	統合	No90、92を統合 No92を残す		地域共生推進課	地域共生推進課

第5次男女共同参画計画 ヒアリング結果表(総括表)

10/10 修正

事業 連番	事業	事業概要	令和7年度実施計画	ヒアリング 点数	今後の方向性	備考		令和7年度 担当課	令和9年以降 担当課(案)
						関係事業No、廃止理由	関係課		
91	4-10-3 1 市民に向けた計画の周知と意識の高揚	男女共同参画情報紙(広報ささらづ折り込み)や市HP, SNSなど様々な媒体を活用し、本計画の周知を行います。	計画、計画に基づき制定された条例及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について、男女共同参画情報紙(広報ささらづ折り込み)等で周知を図ります。	16	統合	No71、74、91を統合 No74を残す		地域共生推進課	地域共生推進課
92	4-10-3 2 計画の推進状況の把握と公表	毎年度、事業実施結果の点検・評価・検証を行い、改善策を協議し、推進状況とあわせて公表します。	令和6年度の事業実施結果の点検・評価・検証を行い、令和7年度の実施計画を作成します。定量的評価が可能な実施計画を作成します。また、評価結果については、市公式HPで速やかに公表します。	18	継続	No90、92を統合 No92を残す		地域共生推進課	地域共生推進課

継続35

統合19

廃止34

合計88